

告 訴 状

門真警察署 署長 殿

2015（平成27）年3月26日（木）

告 訴 人 戸 田 久 和 （ひさよし）

告 訴 人

住 所 大阪府門真市新橋町12-18-207
職 業 門真市市議会議員
氏 名 戸 田 久 和 （ひさよし）
生年月日 1956（昭和31）年 1月 24日
電 話 06-6907-7727（FAX 06-6907-7730）

被 告 訴 人 堂村慎太郎こと本名 堂村益巳（政治結社「明皇会」会長）
大阪府東大阪市川田1丁目2-20
政治結社「明皇会」会長

被 告 訴 人 糸正臣（いと まさおみ）
大阪府門真市千石東町4-33-303
職業 不詳

第 1 告 訴 の 趣 旨

被告訴人達の下記所為は、刑法第230条（名誉毀損罪）に該当し、かつ今後も繰り返される危険性が極めて高いと思料されるので、被告訴人達の嚴重な処罰を求めるため告訴する。

（現に告訴人に対する新たな名誉毀損事件が発生しているが、本告訴状の対象としては省く。）

第 2 告 訴 事 実

1：被告訴人堂村益巳は、2015（平成27）年2月10日に告訴人が出した「2/10公開質問状」の中で被告訴人の生計の途を問うた事に対する「2/12付け回答文」の中で、

ア）告訴人から毎月99万9999円を裏口座に振り込んでもらって楽な生活をしている。

イ）この秘密支払いについて、告訴人は被告訴人に対して嚴重に口止してきた。

という、荒唐無稽な虚偽回答を行なった。

（言うまでもないが告訴人はそういう事を全く行なっていない。）

被告訴人堂村のこの主張は、「市議会議員專業たる告訴人が被告訴人堂村に年間1200万円も払える程の別の収入を得ていて、それを隠して被告訴人に毎月約100万円もの金を渡しており、所得隠し・脱税・政治資金規正法違反などの犯罪をしている」、と主張するものである。

これすなわち「告訴人は犯罪を行なっている！」との悪質な虚偽主張による名誉毀損である。

2：被告訴人糸正臣は、告訴人がこの「2/12付け回答文」を他人に渡したり公表したりする以前の段階から、自らが運営する2つのブログ、すなわち、「闘正」<http://ameblo.jp/tokunosima/> と「goo ブログはじめました！」<http://blog.goo.ne.jp/tokunosima1> において、2月18日の回答文画像アップを皮切りにして、「2/12付け回答文」の画像や文書内容を公表し、かつ「戸田議員に疑惑発生」と不当に格上げし、もしかしたら一片の真実はあるかもしれないかのような雰囲気醸造して、何度も記事にして、積極的にネットに拡散させ、もって当職の信用と名誉を著しく毀損した。

3：告訴人が「2/12 付け回答文」を「配達証明速達」で受け取ったのは2月14日(土)であり、この受領を公表したのは自らのHPの掲示板で受領と文書内容の公表をした2月22日が始めてであり、回答文の画像に至っては3月6日のHP更新においてである。

2月22日以前の段階では、告訴人は「2/12 付け回答文」の存在すら誰にも伝えておらず、この文書を誰にも見せていないのだから、被告訴人系が自らのブログの2/18記事で被告訴人堂村の「2/12 付け回答文」を公表紹介したという事は、被告訴人堂村が被告訴人系に同文書を入手せしめた事、すなわち被告訴人堂村が「虚偽主張による名誉毀損の文書を第三者に配布した」事を示している。

<被告訴人達の再犯の危険性と嚴重処罰の必要性>

(1) 被告訴人堂村は、2013(平成25)年の11月1日の毎日新聞記事で、「新体育館建設に関わつての29億円の建物補償問題」(以下「トポス補償問題」と略する)が、「不当に高額な税金浪費」、「市長と開発会社の癒着疑惑」というトーンで報道されるや、頻繁に東大阪市から門真市に乗り込んで街宣するとともに、「門真市の右翼(誠導一靖聯合議長)」と共同して園部市政批判の右翼街宣を活発化させ、2013(平成25)年の11月17日に右翼街宣車18台の大結集、2014(平成26)年3月9日には右翼街宣車20台もの大結集を実行して、門真市民に強い恐怖感を与えた。

そして、告訴人のように「不正があるとは思わない。適正な補償だ」という立場を取る議員は、「園部市政の不正を追求しない、腐敗した議員だ」という非難に晒されるようになり、この18台・20台の右翼大結集街宣の時は告訴人がターゲットにされ、「正義の味方の戸田議員は、なぜ園部市長追求をしないのか」という疑念を煽るために「戸田先生、頑張ってください〜い!」と「誉め殺し」的な街宣攻撃をされた。

被告訴人堂村単独でも、何度も告訴人の自宅事務所前や市役所周辺でそのような街宣を行なった。

(2) 被告訴人堂村は2014(平成26)年の6月市議会に傍聴に来た折りの昼休みに、議場で告訴人に対して怒鳴りつけ、「今度また、お前の所に行つたるからな! 待っとけよ!」、と2度も3度も大声を出して、明らかに自宅襲撃街宣を示唆する、「右翼ならではの恫喝脅迫攻撃」を行なった。

これを告訴人が「議員への議場での脅迫行為が許されているのか」と議員達や議会事務局、市長部局に訴えた事と、この6月議会の本会議で「門真の右翼が生活保護不正受給してる、という通報について」という質問をして然るべき答弁を引き出した事によって、「門真市に右翼が登場できなくなる」状況が作られ、この状況は2015(平成27)年1月9日に被告訴人堂村が再び門真市に現れて今度は「戸田議員は公共施設を私物化している!」等の街宣をするまで、実に半年間も続いたのである。

(3) しかし、告訴人に封じ込められた側の右翼、とりわけ主導的に動いてきた被告訴人堂村にとっては、こうした状況は面白いはずがなく、必死の巻き返しに打って出たのが、本年1月9日以降の私への街宣攻撃である。

今までいろんな右翼が攻撃しても潰す事ができず、在特会らも敗退させられた告訴人を、今度は「トポス補償問題」と絡めて、「市長の不正を容認する不正義の議員」と描き上げて、4月19日公示の市議選前に徹底的・連続的に信用失墜攻撃をかけて窮地に追い込もう、あわよくば市議選で落選させてしまおう、と「渾身の力を込めて」、「大勝負」に出てきたのである。

そのドス黒い意図の存在は、1月9日街宣以降、被告訴人堂村が告訴人に対して頻繁に嫌がらせ街宣を行なっている事、3月15日(日)には「1年ぶりの右翼大結集街宣」を実現させ、全体で20台、告訴人の自宅事務所前街宣では15台もの右翼街宣車を走らせ、その後も3台、4台、9台という数を集めて告訴人に嫌がらせ街宣を続けている事実によって証明されている。

(4) 告訴人は、3月16日に被告訴人堂村に対して「謝罪文提出の要求書」を発送し、「謝罪しなけ

れば刑事告訴する」と警告す文書を翌18日に議会事務局に持参して告訴人に渡させたのみである。

そして被告訴人堂村は、告訴人に対する街宣攻撃をエスカレートさせ（他の右翼車を3/18に3台、3/19に4台、3/20に2台、3/21に9台動員）、その上に被告訴人糸が新たに3月19日付けで告訴人に郵送し22日にブログで公表もした告訴人に対するデッチ上げの名誉毀損文書を使って、告訴人に対する名誉毀損の攻撃をさらに強化しているのである。（本告訴状では詳しい事は触れないが）

(5) 被告訴人糸は、告訴人がその存在を公表するよりも4日も早い段階に既に「2/12付け回答文」を入手していたものだが、本来なら誰が考えても明らかに荒唐無稽と分かる内容（告訴人が被告訴人堂村に毎月約100万円を秘密裏に振り込み続けている等）に対して「生計の途をマジメに回答すべきであって、こんなウソ回答をするのは良くない」と判断して然るべきであるのに、全く逆に、「回答文によると」とか、「ことの真意は定かではないが」、というポーズをとりつつ、こんな荒唐無稽なウソ話を「疑惑」に格上げし、もしかしたら一片の真実はあるかもしれないかのような雰囲気醸成して、これを積極的に自らの2つのブログで2月22日以降何度も拡散した。

(6) さらに被告訴人糸は、2月18日に市役所に出向いて、このウソ話を「市の広報やHPに載せろ」と要求し、職員とのやり取りの様子をブログ記事にもした。

これは、被告訴人堂村の荒唐無稽なウソ回答＝告訴人への誹謗中傷を「市民が知るべき公的情報だ」と位置づけて宣伝するという、告訴人に対する名誉毀損の上乗せ行為である。

(7) 告訴人は、3月16日に被告訴人糸に対して「謝罪文提出の要求書」を発送し、「謝罪しなければ刑事告訴する」と警告したのだが、これを3月18日に受け取った被告訴人糸は、謝罪するどころか逆に、「3/19付け回答書」を発送し、その中で「平成24年12月度門真市議会直前頃、告訴人から自分の件を追及するのに金が必要だと要求されて、多額の金を告訴人に渡した」という、全くの虚偽で告訴人をして政治資金規正法違反の冤罪におとしめる事を書いてきた。

そしてこの「3/19付け回答書」を自らの2つのブログで3月22日に公表して告訴人への名誉毀損を飛躍的に拡大する挙に出ている。

(8) 被告訴人糸は、「門真市中央小学校撤去工事事件」で2010（平成22）年に逮捕されて1審有罪となり大阪拘置所に入っている中で、2012（平成24）年1月に「冤罪救援」を告訴人に訴える手紙を出し、告訴人もまた冤罪と判断したところから両者の交際が始まったものである。

そして告訴人はその後2年間近く市議会質問などで連続的に行政追求を行なって、被告訴人糸の名誉回復、真相の究明と公開化および行政体質の改善のために手弁当で奮闘し、かなりの成果を挙げてきた。

しかし被告訴人糸は、もともと自分が上告せずに高裁判決で有罪確定させている事もあって、門真市行政に無罪を新たに認定するに等しい事をさせるのは困難であるのに、自分の思い通りの解決に至らない事に不満を抱き、園部市長・園部市政に強い恨みを抱いて様々に非難する行為を続けてきた。

そして被告訴人糸は、告訴人が園部市長・園部市政に対して是々非々の態度で臨み、かつ反維新・反大阪都構想の立場においては積極的に共同する姿勢を取る意味を理解せず、告訴人に対して不信を抱いて2013（平成25）年6月頃から離反するに至り、さらには今回のように園部市長憎しの感情から右翼による園部市長・園部市政非難に加担し、「トポス賠償問題では不正は無い」とする立場を取る告訴人にまでも憎悪心を抱いて、告訴人の「政治資金規正法違反容疑」をデッチ上げ、告訴人への冤罪攻撃までも行なうに至ったものである。

補足すれば、告訴人は、最後に残された手段として、被告訴人糸が門真市を名誉毀損で提訴する手法を提示し、そのための土台作りもしてあげたのだが、被告訴人糸はそれを全くせず、「冤罪」

の主演であるはずの警察や企業への訴えも起こさず、ただただ「最も安全で文句を付けやすい」門真市行政に対してクレームを付け続けて自分の不満を掻き立て続けているのみである。

(8) このように被告訴人堂村も被告訴人糸も、告訴人への名誉毀損攻撃をエスカレートする一方であり、告訴人への憎悪の気持ちをさらに強めている。

被告訴人糸に至っては、自らのブログの本日3月26日記事で「今度は私が(戸田)先生を刑事告訴するばんと今準備中である。」とまで書いて敵意をむき出しにしているほどである。

市議選の4月19日公示まで日にちがどんどん無くなっていく現在、被告訴人達が告訴人への名誉毀損宣伝を自由に続ける事によって、告訴人が被る被害はますます甚大になっている。

既にこれまでの間も、被告訴人らの誹謗中傷宣伝への防御や対抗のために各方面への説明、事実経過の記録作成、HP記事の作成、被害届や街宣禁止仮処分申立の作成等々で膨大な労力を費やさざるを得なくなり、通常ならば3月上旬にとくに済ませているはずの選挙関連種類書類の作成にすら全く着手できていない程に、告訴人は被告訴人らによる名誉毀損攻撃によって「選挙の自由」を侵害されている。

よって、被告訴人達に対し速やかに捜査捜索・逮捕を行ない、起訴して厳重に処罰する事を求める。

第3 立証方法

- 1 : 被告訴人堂村益巳が、政治結社「明皇会」の会長、堂村慎太郎を名乗っていることの証拠文書。
- 2 : 被告訴人堂村益巳が告訴人に対する荒唐無稽なウソを書き、告訴人への名誉毀損を行なった「2/12 付け回答文」。
- 3 : 被告訴人堂村益巳が、告訴人に対して自分の街宣車を使い、時には他の右翼街宣車も動員して嫌がらせの街宣を続けている証拠動画。
- 4 : 被告訴人糸正臣が、「闘正」<http://ameblo.jp/tokunosima/> と「goo ブログはじめました!」<http://blog.goo.ne.jp/tokunosima1> の2つのブログを運営している事の証拠のブログ画像。
- 5 : 「闘正」ブログと「goo ブログはじめました!」の2つのブログ(以下「2つのブログ」と略する)で、告訴人に対する名誉毀損の記事をいち早くかつ継続的に出している事の証拠画像。
- 6 : 告訴人が「2/12 付け回答文」の受領とその内容を公表したのは、自らのHPの掲示板における2月22日が始めてであり、同回答文の画像に至っては3月6日のHP更新においてである事。
- 7 : 告訴人が被告訴人らに3月16日に「謝罪文提出の要求書」を発送し、「謝罪しなければ刑事告訴する」と警告した事。
および、それに対して被告訴人らが全く謝罪せず、却って告訴人を侮蔑したり誹謗中傷したりした事を示す文書。
- 8 : 被告訴人糸正臣が、3月18日以降にブログにおいて新たに告訴人を誹謗中傷する記事を掲示した事を示す証拠画像。

第4 添付資料 上記証拠

{甲第1号証} : 2014(平成26)年度の門真市議会HPでの「議員紹介」の告訴人部分

説明 : 告訴人が2015(平成27)年3月23日現在、門真市の市議会議員である事を示す。市議会HPは3/23(月)朝にダウンロードしたもの。

{甲第2号証} : 門真市選管HPの「門真市市議会選挙 選挙日程」のページ

説明 : 門真市議選が本年4月19日公示、4月26日投票で行なわれる事を示す。

{甲第3号証} : <政治結社「明皇会」会長 堂村慎太郎>から告訴人に対して2015(平成27)年2月14日に配達証明郵送で届いた封筒のウラ表のコピー。

説明 : 政治結社「明皇会」が被告訴人堂村益巳の住所において存在し、被告訴人堂村益巳が「堂村慎太郎」として「会長」を名乗っている事を示す。

{甲第4号証} : 上記封筒に入っていた、被告訴人堂村益巳から告訴人にあてた「2/12付け回答文」

説明 : 被告訴人堂村益巳が、

ア) 告訴人から毎月99万9999円を裏口座に振り込んでもらって楽な生活をしている。

イ) この秘密支払いについて、告訴人は被告訴人に対して嚴重に口止してきた。

という、荒唐無稽な虚偽で告訴人の名誉を毀損する回答を行なった事を示す。

{甲第5号証} : ブログ「闘正」の2015(平成27)年02月24日記事 「たすみ徹氏への公開質問状」

<http://ameblo.jp/tokunosima/entry-11994001885.html>

説明 : 被告訴人系正臣が「自分の行動」として書いている。自分の住所も書いている。

被告訴人系正臣自身がこの「闘正」ブログを運営している事を示す。

{甲第6号証} : 「goo ブログはじめました！」の2013(平成25)年01月01日記事

<闘正 人生を振り返って今年末>

<http://blog.goo.ne.jp/tokunosima1/e/3c899f3d48d7d69845e7ab533e5502e6>

説明 : 被告訴人系正臣自身がこの「goo ブログはじめました！」ブログを運営している事を示す。:

{甲第7証} : 「闘正」ブログの2015(平成27)年02月18日記事「公開質問状」の保存コピー

説明 : 「2/12付け回答文」の画像が載っている！

被告訴人系が2/18段階で堂村回答文を入手していた事を示す。

■しかし、現在この記事は削除されてしまっている！

{甲第8証} : 「闘正」ブログの2015(平成27)年02月18日記事「公開質問状」

<http://ameblo.jp/tokunosima/entry-11991441570.html>

説明 : こちらには画像が無いが、被告訴人系が「2/12付け回答文」の内容を紹介する形で名誉毀損宣伝をしている事を示す。

{甲第9証} : 「闘正」ブログの2015(平成27)年02月18日記事「門真市広報課」

<http://ameblo.jp/tokunosima/entry-11991518363.html#main>

説明 : 被告訴人系が門真市役所に出向いて、「2/12付け回答文」のデマ宣伝を市広報で行なえと求めた事を示す。

{甲第10号証} : 債務者の街宣車の写真(2015(平成27)年1月9日に債権者が撮影)

説明 : 街宣車の色・形・雰囲気・車番・債務者が運転している事などを示す。

{甲第11号証} : **街宣動画DVD(11本入り)**

動画① 1月9日朝9時台 : 堂村 : 2分38秒.

動画② 2月5日昼 : 堂村 : 2分.

動画③ 2月10日朝9時台 : 堂村 : 7分05秒.

動画④ 2月15日(日)と18日の11時台 : 堂村 : 4分44秒.

- 動画⑤ 2月25日と26日昼：堂村：1分18秒。
動画⑥ 3月15日（日）昼：堂村先頭に右翼車15台！3分。
動画⑦ 3月15日（日）昼：堂村先頭に停車街宣！2分07秒
動画⑧ 3月16日市役所そば：堂村：0分23秒
動画⑨ 3月18日昼過ぎ：堂村と右翼車3台：2分20秒。
動画⑩ 3月20日昼と2時前：堂村と他2台：1分50秒。
動画⑪ 3月21日（土）昼過ぎ：堂村と他9台：3分8秒

説明：被告訴人堂村および堂村と他の右翼との合同の街宣が、大音量で告訴人を誹謗中傷したり擲楯したりする内容で行なわれている事を示す。

{甲第12号証}：3/15 右翼大結集街宣の時の写真

- ①債権者事務所の前や周辺に右翼街宣車が大結集して街宣している様子
②債務者が債権者事務所前に停車して街宣をしている様子

説明：一般の住宅や店舗の直近を右翼街宣車が大挙して大音量街宣をしている事を示す。

{甲第13号証}：被告訴人堂村が2015年3月18日に議会事務拳に来て告訴人あてに託した「回答書」とその封筒

説明：被告訴人堂村が告訴人からの謝罪要求や警告に何ら真摯に対応しない事を示す。

{甲第14号証}：被告訴人糸が2015年3月19日付けで告訴人に郵送してきた「回答書」とその封筒
説明：「告訴人から多額の金を要求されて渡した」という、全くの虚偽で告訴人をして政治資金規正法違反の冤罪におとしめる事を書いてきた事を示す。

{甲第15号証} ①2014（平成26）年10月28日発行の「ヒゲ-戸田通信」37号
②2015（平成27）年3月10日発行の「ヒゲ-戸田通信」38号

説明：告訴人の議員としての実績や姿勢、および被告訴人らが告訴人を攻撃する政治背景を示す。

{甲第16号証}：①告訴人のHP掲示板の2015（平成27）年2月22日の記事
②告訴人のHP掲示板の2015（平成27）年2月22日の記事

説明：告訴人が「2/12付け回答文」の受領とその内容を公表したのは、自らのHPの掲示板における2月22日が始めてである事と、同回答文の画像に至っては3月6日のHP更新においてである事を示す。

{甲第17号証}：①告訴人が被告訴堂村に2015（平成27）年3月16日に郵送した謝罪要求書
②告訴人が被告訴糸に2015（平成27）年3月16日に郵送した謝罪要求書

説明：告訴人が被告訴人らに謝罪文提出と求め、応じない場合は刑事告訴すると警告した事を示す。

{甲第18号証}：①「闘正」ブログの2015（平成27）年03月22記事「戸田議員への回答書」
<http://ameblo.jp/tokunosima/entry-12004597840.html>

②「闘正」ブログの2015（平成27）年03月26記事「名誉毀損1」
<http://ameblo.jp/tokunosima/entry-12006247315.html>

説明：被告訴人糸が、3月18日以降にブログにおいて新たに告訴人への名誉毀損と誹謗中傷の記事を掲示した事を示す。